

## 「自動車分解整備事業認証・指定証明願出書」のお知らせ

指定自動車整備事業の認証・指定証明書の交付にあたっては、願出の内容について、自動車指定整備事業現況票などの確認を行うため、数日の期間を要します。ご理解をお願いします。

### 1. 願出の書類

整備担当窓口及び当ホームページで取得できます。

自動車分解整備事業認証・指定証明願出書

### 2. 願出の提出

書類に所定事項を記入のうえ、1部を窓口に提出してください。

また、郵送により提出される場合は、記入漏れなどが無いようにするとともに連絡先のわかるもの（電話番号等）を追記ください。

### 3. 証明書の受領

証明書は、数日で交付できます。予め窓口または電話により状況をお尋ねください。

また、郵送での返送を御希望の場合は、返信用封筒を同封し、住所・氏名等を明記し返信用切手を貼ってください。速達や書留等による返送を御希望の場合、その必要分の切手を返信用封筒に貼付し「速達」・「書留」等を赤字で明記してください。

三重運輸支局 整備担当

TEL 059-234-8412 FAX 059-238-1302

〒514-0303 津市雲出長常町字六ノ割1190-9

平成 年 月 日

## 自動車分解整備事業認証・指定証明願出書

三重運輸支局長 殿

事業者住所

事業者氏名

印

下記事業場が、道路運送車両法の規定により中部運輸局長から認証・指定を受けていることを証明願います。

記

1. 事業場名

2. 認証番号                      三第                      号

3. 指定番号                      指第                      号